

【令和6年能登半島地震関係】

住宅の緊急の修理（ブルーシートの展張等）制度について

概 要

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅に対し、雨水の侵入により被害が拡大することを防ぐため、ブルーシートの展張等の修理費を町が業者に直接支払う制度です。

対 象

対象区域：志賀町内

対象物件：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがあるもの。

※申請にはり災証明書は不要です。

- ・屋根等に被害を受け、雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシート等による簡易補修。
- ・アパート・マンション等の外壁材の剥落を防止する落下防止ネット等による簡易補修（歩行者等の安全確保のため）

※ 施工前、施工後の写真の提出が必須です。

注 意 点

- ・対象は修理に要する修理費等が対象です。
※ DIY やボランティアによるものは対象外です。
- ・納屋や車庫、空家は対象外です。
- ・自治体等から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。
- ・既に修理業者に支払いを完了してしまった場合は対象外です。

費用の限度額

- ・町が支払う費用 1世帯当たり 50,000円以内
※ 費用は町が修理業者に対し直接支払います。
※ 限度額を超える部分は、自己負担となります。

受付窓口

志賀町役場 住宅支援制度窓口（まち整備課内） **電話対応のみ**

☎ TEL：070-1523-8403 又は 080-7359-8554

申込期限 ~~受付：令和6年1月31日まで~~ ⇒ ~~受付：令和6年2月29日まで~~

⇒ 令和6年3月31日（日）まで

延長